

総合資源エネルギー調査会 電力ガス事業分科会
次世代電力ガス事業基盤構築小委員会
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第9回）
議事要旨

日時：令和8年2月4日（水）10：00～12：00

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内座長、秋元委員、五十川委員、大橋委員、川上委員、小宮山委員、高橋委員、田村委員、爲近委員、常峰委員、原委員、松村委員、四元委員

＜専門委員＞

皆藤委員、外野委員

＜オブザーバー＞

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、全国電力関連産業労働組合総連合 片山会長代理、ENEOS Power 株式会社 香月代表取締役社長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、電力ガス取引監視等委員会 新川事務局長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

＜経済産業省（事務局）＞

添田電力基盤整備課長、小柳電力産業・市場室長

議題

- （1） 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について
- （2） 制度環境の変化を踏まえた経過措置料金等の対応について
- （3） 電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について

配付資料

- | | |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 議事次第 |
| 資料2 | 委員等名簿 |
| 資料3 | 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について |
| 資料4 | 制度環境の変化を踏まえた経過措置料金等の対応について |
| 資料5 | 電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について |

議事要旨

(1) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について

●委員コメント：

- ・ 事務局提案の「実需給の3年度前の（供給力/kWh）確保」の考え方で結構。
- ・ 想定需要の取扱いは、現実的には過去実績をもとに考えるのが一番やりやすい。
共同調達の検討に感謝。共同調達は、運営上のトラブル発生の可能性があることから、共同調達における撤退等のトラブル時の扱い等を想定した「モデル約款（規約/ガイド）」提示を検討してはどうか。中小事業者は共同調達の運用が分かりにくい面があるとの問題意識。
- ・ 電源（区分）の扱いは区別しない方針に賛成。
- ・ 履行性確保における徴収金は、競争秩序違反の不当利得の回収は独禁法や金融商品取引法等に先例があり金銭的ディスインセンティブは有効な手段である。
- ・ 独禁法等の不当利得の徴収はアバウトな考え方（総売上の〇%）である。行政上の措置としては基準を過度に複雑にせず、抑止効果に着目したざっくりとした基準設定が適当。
- ・ 未調達による市場不安定化リスクを国民経済への影響として概算し、未達量に乗じる形での設計もあり得る。課金（徴収金）の取り方や基準は慎重に検討してほしい。

●委員コメント：

- ・ 履行を促す措置として、従来の事務局想定はB案に近い。新たに提示されたA案は経済的ディスインセンティブを持つソフトな制約として有効と受け止めている。
- ・ A案の主要論点は追加徴収額の扱い。
- ・ 提示されている追加供給力調達コストの考え方は負担割当の観点から理解できるが、kWhの議論をkW概念に結びつける点で違和感がある。他に有力案がなければ、追加供給力調達コストに紐づける論理構成も一案との認識。
- ・ 運用上の単価設定は議論の余地が残る。充足できない事業者が少ない場合に単価が跳ね上がる構造は、他の事業者の行動に依存しており予見性が小さいとすると、結果的に追加徴収の大きなリスクが付随する。追加供給力調達コストに紐づけても予見性は低く、市場値差の方が予見性が低いという考えにも違和感がある。
- ・ 厳格な制約にするならリスクを高める手段もあり得るが、制度の安定性との関係で提案の形で運用すべきかについては検討の余地がある。
- ・ 共同調達は基本的に良いが、履行状況確認などの技術面を丁寧に設計する必要性。履行できなかった場合の対応も併せて検討すべき。
- ・ 想定需要は両論あるが、実績ベースをそのまま適用すると混乱が生じ得るとの懸念。実績ベースを基本としつつ個別事情に対応する余地を残すこともあり得る。
- ・ 販売実績が将来の確保義務に影響する構造が追加的な動学的インセンティブを生む可能性がある。実績ベースで検討する際は当該インセンティブも考慮すべき。

●委員コメント：

- ・ 複数事業者による共同調達の実案には異論なし。
- ・ 想定需要は過去の販売実績をある程度参考にして決めるのが現実的。
- ・ 履行を促す措置について、本WGの前提は、エネルギー安定供給の観点からの燃料確保及び火力発電のファイナンスと火力発電の需要確保のために中長期取引市場の設計が位置付けられたものと理解。
- ・ 上記前提に立てば、履行確保措置はB案が望ましい。A案はペナルティを支払ってでも供給力確保をしない小売が出る可能性がある。また、未確保が故意なのか結果なのかの判断が難しい。
- ・ 未確保行動が広がると中長期市場の参加者が減り、燃料確保や火力需要確保が困難になる。
- ・ B案は一定の厳格さが必要だが、A案よりモラルハザードを抑制できるとの見立て。また、個別ビジネスモデルを勘案できる点でも評価する。

●委員コメント：

- ・ A案の方が優れた案。
- ・ スポット依存を違法行為や望ましくない行為と位置づけ、供給力が確保できなくなると考える見方は驚き。供給力(kW)は容量市場で確保され、投資インセンティブもそこで確保する整理であり、容量拠出金の支払いが前提である。スポットに依存している事業者が供給の安定性を損なっているという考え方自体が根本的におかしい。
- ・ ビジネスモデルによっては、スポットに一定程度依存しても、安定供給確保の観点からは望ましいビジネスモデルがある。そのような者に強制的にkWhを確保させることは、安定供給及び効率的な市場設計の両面からマイナス。
- ・ B案は柔軟性がメリットである一方、行政裁量の余地が大きい制度になることが問題。B案を厳格に運用するとビジネスモデルの破壊となり、緩やかに運用すると、遵法意識の高い事業者が負担し、遵法意識の低い事業者が負担を免れる形になる。B案は事業者間の公平性を大きく損なう可能性がある。
- ・ A案は「本来スポットで調達すべきなのに調達しないから罰を与える」という発想ではなく、スポット依存で得られる利益のうち、フリーライドで得られている利益があるなら、その分のコストを負担させるという考え方。
- ・ そういったコストを負担しても成り立つビジネスモデルなら市場にとって望ましい者である可能性があるが、コストを負担すると成り立たないモデルはフリーライド前提であり、消えても社会的に非効率ではない。合理的なビジネスかどうか判定するフィルターにもなる。
- ・ 徴収額の設定について、未達量で割る発想はよくない。また、課金(料金)は3年前の調達の前に決められるべきで、事後に急に大きくなる制度は作るべきでない。
- ・ 低い料金からのスモールスタートとし、ディスインセンティブとして機能しなければ引き上げる設計が可能との提案。引上げ判断は中長期市場の活性度合い等を前提に、十分機能しているなら上げ、機能していないなら無闇に上げない判断ができる。
- ・ A案は透明性が高い一方、B案は不透明で裁量の余地が大きい制度になる。B案で裁量を狭めると公平性は高まるかもしれないが、ビジネスモデル破壊の効果が大きくなるとの懸念。

- ・ B 案では短期に稼いで撤退する事業者にはダメージはなく、長期的に真摯に取り組む事業者には負担が集中し得る懸念もある。
- ・ 中長期市場が十分に活性化していない段階では厳しい措置をとらず、活性化後に未達の場合に強いペナルティを与えるという柔軟性は B 案の利点になり得る。
- ・ 内外無差別卸は一定程度機能すると期待される一方で、ベースロード電源市場の経験から中長期市場がうまく機能するかは不確実。
- ・ 状況を見極めた上で実装する柔軟性を重視するなら B 案もあり得るが、B 案には相当大的な問題があるとの結論。B 案で開始して著しい不公正やビジネスモデル破壊の影響が大きいようであれば、A 案へ移行する選択肢というもあり得る。

●委員コメント：

- ・ 中長期における安定供給確保義務を小売事業者が有することを前提として制度設計を議論している。
- ・ 安定供給確保の方法は多様であるべきで、相対卸取引が可能になる姿が必要。内外無差別規律は多様な調達方法を妨げるべきではない。
- ・ 確保義務が履行できない場合、電気事業法上のしっかりとした措置が必要。B 案にある電気事業法上の指導勧告という表記は納得できる。
- ・ 義務履行に対するペナルティの考え方も必要。ペナルティは、相対取引で調達できない事業者への制度的措置とセットで考えるべき。
- ・ 自ら相対取引で調達できない事業者への制度的措置について、想定需要分（直近の販売量）を中央集権的に割り当てる、容量市場に近い考え方が取り得るのではないか。
- ・ 現行の容量市場は四年前に kW を一年間確保し、調達コストを容量拠出金として小売事業者には負担させているという整理。中長期の供給力確保を軸に、kW 調達方法も容量市場における包括検証を踏まえ、本日議論している量的確保の方法と合わせて変更すべきではないか。
- ・ 容量市場を kW の調達とともに kWh を調達する姿にすること、つまり、中長期取引市場を容量市場に溶け込ませる形での制度設計もあり得るのではないか。制度は簡素で分かりやすい方がよい。
- ・ 制度や市場のスクラップ&ビルドをしっかりと行い、効果的な制度設計につなげることが重要。
- ・ 供給力確保は相対取引が基本軸であり、市場は相対取引の補完的的制度であるという基本ラインは外すべきではない。

●委員コメント：

- ・ 小売電気事業者における量的な供給力確保義務の目的は、需要家への安定供給、小売価格の過度な変動抑制、発電事業者の予見性確保である。出発点を踏まえた実効性のあるワーカブルな制度設計であるかが重要。
- ・ 性善説では制度は作れず、故意に抜け穴を抜けて利する主体が出る前提で考える必要がある。
- ・ A 案について、小売電気事業者が 700 社もいる中で、ステークホルダー（金融機関、需要家等）にも分かりやすい制度であることが必要。A 案は理解が難しく、実務上の運営に耐えるか。
- ・ 行政機関による運営モニタリングに加え、金銭の受け払いが発生することによるモニタリング負担

増への懸念がある。

- ・ B案についても、指導監督で十分にワークするかという論点は残る。中長期市場や各種市場や相対取引が十分に機能しない場合、量的確保義務未達が多数出たときのワークのさせ方が課題。
- ・ 努力したが調達できなかったケースと、意図的に抜け穴を狙うケースは区別すべき。
- ・ 連続未達（例えば、2期や3期連続等）に応じた段階的ペナルティという考え方もある。未達時に、達成に向けた努力や故意性の有無を十分加味する必要はある。制度目的の達成と実効性の両立が重要。

●委員コメント：

- ・ A案B案はいずれも取り得るとの認識。制度導入当初はB案で進め、履行状況や履行不能時の実態要因を分析した上で、必要に応じて金銭的措置を追加する進め方がよいのではないかと。
- ・ 想定需要は、実務負担と行政コストを踏まえると直近の販売実績に基づく方法が、客観性があり良い。
- ・ 他方、直近実績ベースには実務上の弊害もある。将来の需要減少や事業拡大が明らかな事業者がいる場合の例外対応の要否が論点。例外対応の設計は、事業者の意見も聞きながら検討すべき。

●委員コメント：

- ・ 原則論ではA案が良い印象だが、メリットデメリットがあり現段階でどちらを強く支持するかは未確定。
- ・ A案②のスポット市場と中長期市場の差分を埋める発想は、そもそもスポットが適切なコストを反映していないことに起因する。スポット市場を適正水準に引き上げる方がよりシンプルではないか。制度が複雑化することは望ましくなく、全体としてのやり方を更に検討すべき。
- ・ B案は現実的に取りやすいが、ガイドラインの書き方が肝であり難しい。適正な事業者を育成しつつ、不適正な事業者を排除するガイドラインを作成することは困難。ガイドラインで書き切れない場合には、行政裁量が強まり、予見性が立ちにくくなる懸念もある。
- ・ 共同調達や再エネの取扱いは適切。
- ・ 再エネを含める場合、小規模な発電事業者には供給計画の提出義務がないケースがあり、調達事実の確認が困難になり得る。調達確認はJEPXでの調達比率等も併せて評価する必要があるのではないかと。上記を確認するための行政コストが増えるおそれ。
- ・ 想定需要は直近の販売実績ベースが妥当と考えるが、完全固定は難しく、需要低下局面など、需要変化を踏まえた運用設計が必要。
- ・ 内外無差別卸との関係整理を記載したことはよい。内外無差別卸で提供される商品が「3年間固定」なのか「3年後の1年間」なのか。これらと中長期市場で提供する商品との整合性については、検討を深める必要がある。
- ・ スモールスタートとして「1年前の義務から開始し、様子を見て3年前義務へ展開」する案はとりえないか。事業者にとって大きな制度変更であるため、段階を踏んだ導入が望ましい。
- ・ 容量市場におけるNETCORNの引上げや目標調達量の上昇により、事業者のスポット依存のリスク認識が進めば、相対取引へ移る動きも想定される。そういった動向を見ながら1年度前義務で運用開

始し、必要に応じて3年度前義務へ展開する選択肢もある。

●委員コメント：

- ・ B案は従前の事務局案に、個別事情への配慮や多様なビジネスモデル阻害回避の観点を加えたものと理解。B案は一見すると聞こえは良いが、制度として実行性があるかは疑問。
- ・ 個別事情考慮の例（「3年度前に未達だが調達交渉中」）は、行政が交渉の有無をどう把握するかが困難。交渉の有無が確実に把握できるのは取引が成約した場合であり、供給力確保上意味があるのも交渉が成功した場合に限られる。
- ・ 考慮すべき事情の特定や認定方法は極めて難しく、行政実務での運用は至難。個別事情の把握は自己申告ベースに寄らざるを得ない。
- ・ 自己申告ベースの運用は、未達が大きく継続する極端なケースを中心に指導監督し、最終的に行政処分へという緩やかな運用に収斂し得ると推察される。緩やかな運用は柔軟性の名の下で裁量的になり得る懸念がある。「頑張ったレベルに応じた対応」にしかならず、公平性の観点でも問題があり得る。
- ・ 個別事情の把握には莫大な行政負担が生じ、膨大な行政コストをかける運用は現実的でない。
- ・ 多様なビジネスモデル阻害回避の具体策が不明確で、ガイドライン次第で明確性に欠ける。
- ・ 追加徴収額の設定を適切にできるなら、A案を模索する方向はあり得る。
- ・ A案とB案は対立ではなく、単独では制度として完結しない。B案でスタートしつつ、A案を取り込んでいく段階的アプローチもあり得る。

●委員コメント：

- ・ A案B案はいずれも可能性があり、長所短所があると受け止め。
- ・ A案は未達量に比例したペナルティや、供給力確保コストを公平に負担させる線引きが分かりやすく、公平性があるとの評価。3年度前に「5割」を決めて未達量を算定する考え方はあり得る。
- ・ 「5割」は目安としての位置づけが望ましく、0.1でも下回れば直ちにペナルティとする運用は3年度前の不確実性を踏まえると慎重であるべき。5割を下回る場合でも一定の幅を設ける運用が望ましい。
- ・ 追加徴収額の水準設定は事業者の遵守行動に依存。需要家への影響に配慮した丁寧な検討が必要。
- ・ A案は未達量把握や履行状況確認を700社規模で継続的に行う必要がある。実務対応はシステム改修等を含め、行政側、事業者側双方の負担を確認した上で実施の判断をすべき。
- ・ B案も柔軟性があると同時に、行政裁量があり、実施が難しい面がある。「供給力確保が不十分な事業者」の定義が重要なポイントであり、定義の検討が必要。
- ・ B案では指導勧告に加え、金銭的ペナルティ導入も検討の余地がある。B案にA案の考え方を一部取り込む形で進めるのも一案ではないか。
- ・ 共同調達合理的で、小売事業者の実務負担軽減やビジネスモデルの自由度向上に資する。
- ・ 想定需要は制度運用の複雑化を避ける観点から、まず直近の販売実績ベースとすることが妥当。需要増加時の未達量の拡大や需要減少時の過剰調達負担の可能性があり、3年間での需要変化データを確認しながら進めるべき。

●委員コメント：

- ・ 現時点ではB案を支持する。
- ・ A案は、追加徴収額次第で料金値上げやサービス低下につながり得るため、需要家消費者への影響が懸念。追加徴収の算出方法は多方面に配慮した検討が必要で、決めるのは難しいのではないかと懸念される。
- ・ 追加徴収によって、消費者の選択肢が減る可能性が懸念される。
- ・ スポット市場だけに頼らない新たなビジネスモデルの登場で消費者の選択肢が増えることを期待。柔軟な対応が可能なB案で進めるのが良いのではないかと懸念される。

●委員コメント：

- ・ A案B案いずれを選択しても、履行の実効性をいかに担保するかが重要。
- ・ A案は市場メカニズムを通じて事業者の行動変容を促す仕組みで、導入に合理性があるとの評価。
- ・ A案の追加徴収額の単価設定は、中長期市場等を活用して供給力確保を行う十分なディスインセンティブとなる水準を、予見性ある形で示せるかが論点。単価設定は具体的に検討を深める必要がある。
- ・ B案は行政措置を通じて行動変容を促す仕組みで、A案とは性質が異なる。指導勧告の要件設定が肝になる。
- ・ 両案は補完的役割もあり得るとの認識。制度導入は両案の組合せや、段階的に追加導入するアプローチも考えられる。目的達成のため、実効性確保の観点から幅広く検討すべき。
- ・ 再エネ供給力を過去実績ベースのkWhで評価する提案は、需給に応じ必要時に必要出力を確保する観点から、変動性再エネを他の電源と同一に評価してよいか。再エネの重要性は理解しつつ、電力が社会インフラである点を念頭に検討すべき。

●委員コメント：

- ・ 多様なビジネスモデルへの配慮は必要。他方、本ワーキングの出発点は、容量拠出金負担による供給力確保義務に量的な供給力確保を加えることだったと理解している。
- ・ 追加徴収額を支払えば事業継続可能となる設計は、規律の示し方として従来と変わらないことになり得る。
- ・ 制度の分かりやすさの視点が重要。
- ・ 未達に至る個別事情が多様に想定され、事業者の行動も見ながら規律を変更できる柔軟性が必要。一定期間はB案のように柔軟性を持たせる運用も一案である。
- ・ 想定需要は恣意性排除が重要で、実績ベースとすることが一案と。競争環境の激化で実績のぶれが生じ得るため、供給量変動の傾向や事業者の説明も踏まえた検討が必要と指摘。

●委員コメント：

- ・ 制度趣旨（安定供給確保と価格の過度な高騰抑制）に賛同。
- ・ 制度開始にあたりペナルティ前提ではなく、事業者が自主的に義務を果たせる制度設計が望ましい。
- ・ 実需給3年前の計画は健全な事業者であれば、収支影響も踏まえ不適切な計画を立てにくいという

認識である。また、地政学的リスクなども踏まえ長期予測が困難な時代であることも踏まえると、B案が望ましい。

- ・ 企業名が公表されることは、それ自体が大きなペナルティ（信頼毀損リスク）となる。金銭的ペナルティよりも重いと捉えることも可能である。
- ・ A案B案それぞれのメリットデメリットがあり、初期段階での制度の柔軟な見直しが必要。A案とB案を折衷した設計も検討の余地がある。

●オブザーバーコメント：

- ・ 実需給3年度前のkWh確保では、小売の調達手段として中長期取引市場のみならず相対取引の重要性が増すと認識。内外無差別の卸売の確認を引き続き適切に進める。
- ・ 調達環境整備のための継続的な取引状況検証により、3年度前・1年度前のkWh確保が困難な事態に至らないことが望ましいが、仮に困難な事態となった場合は電取委として協力したい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 需要家と供給契約を締結する以上、電気事業者は供給力を確保し供給義務を果たす責務がある。供給義務の責務は過去から変わらない。
- ・ 電力システム改革以降の影響により課題が生じてきたもの。
- ・ 供給力確保の在り方は、安定供給確保と電気料金変動幅抑制の観点から重要。早急に検討を進めるべき課題。
- ・ 今後の議論では当初の目的を失わず、国民・企業が安心して電気を使える実効性ある制度となるよう努めてほしい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 容量市場スキームはkW確保の仕組みである。今回の案では、費用回収の仕組みとして既存の容量市場スキームが参考になり得るという観点から例示として提示されているという認識である。
- ・ kWh確保は現行の容量市場の制度趣旨には合わない。「容量拠出金」という名称を用いるかも含め、注意深い検討が必要。
- ・ A案で議論を深める場合、容量拠出金の建て付けと容量市場との関係を整理する必要がある。広域機関としても、既存市場の運営経験を活かした検討に協力する。

●オブザーバーコメント：

- ・ 政策目的（安定供給、価格の過度な高騰抑制、発電事業者のベース確保）を第一に考えるべき。
- ・ A案は経済的ディスインセンティブの付与、B案は行政手続的アプローチ。
- ・ A案は市場連動メニューを主体とする事業者に一定の配慮となり得る手段であり、経済的リスクを負うかの判断を事業者の自己責任に委ねうる。
- ・ 他方、kWh確保を行わず追加拠出金を払えばよいという事業者が増えた場合、制度趣旨からの乖離が懸念される。

- ・ B案は義務履行の有無を行政が直接評価する簡素な建て付け。様々な事情を抱える事業者に対しても、行政判断や義務強度の柔軟化により目的達成を迅速に促せる可能性がある。
- ・ 原則として全小売事業者に公平に義務を持たせることが重要。期間限定で義務水準を緩和するなど現実的な対応をとってほしい。
- ・ 共同調達の条件設定に関して、資本関係等の要否、BG参加要件の要否、契約形態の許容範囲など、どのように想定しているかを事務局に確認したい。
- ・ 再エネの発電量の評価に関して、稼働予定案件があらかじめ見込む発電量の乖離が大きくなる可能性があり、一定基準の設定が必要。
- ・ 想定需要は恣意性排除の観点から直近販売実績をベースすることに一定の合理性がある。

●オブザーバーコメント：

- ・ 制度設計で最重要なのは安定供給の基盤となる電源設備面、燃料面を盤石とすること。
- ・ 基盤構築があって初めて顧客へ安定的に電気を届けられる。各論点の検討では実効性確保が重要。
- ・ A案は追加徴収額の単価が義務不履行のディスインセンティブとして有効に機能することが重要で、正当に義務を履行した事業者と比べ、それ以上の負担水準とすることが必要。
- ・ B案も金銭以外の措置として実効性が確保される設計を要請する。
- ・ 共同調達はビジネスモデルの幅を広げ得るとして推進に賛成する。
- ・ 需要想定は、小売は将来販売量を想定し、最適なポートフォリオに目指して調達する事業実態がある中、直近の販売実績をベースとすると実需要の想定販売量と乖離したkWh確保となってしまうおそれ。事業実態と乖離した制度は事業者の収支へ大きな影響を生じ得る。需要想定は小売に影響が大きく、丁寧な議論検討を要請したい。
- ・ 実需給三年度前のkWh確保は基盤構築と安定供給の観点から極めて重要。

○事務局コメント：

- ・ A案B案に対する各委員からの意見に感謝。
- ・ A案B案いずれを採用しても難しさがある。どちらかが完全に優れていると断定できない。委員からの意見聴取を目的としてA案B案の形で提示したもの。
- ・ 本日の意見を整理した上で、望ましい進め方を事務局で改めて検討する。
- ・ 共同調達は概ね賛同が得られたとの受け止め。「事業者要件」の質問への回答として、バランスグループは資本関係を必須としない実態と理解しており、その実態に立脚して資本関係ではなく、契約関係があれば認め得る前提で提案している。そのような整理で支障があれば追加指摘をいただきたい。
- ・ 再エネ評価は課題の指摘はあるが大きな異論は少ないとの受け止め。
- ・ 想定需要は「実績ベースが望ましい」という意見が多い。他方、実績ベース採用時の「実態との乖離補正」の必要性も多く指摘されたと理解。想定需要の補正を含む実務的な設計方法を改めて検討。

- (2) 制度環境の変化を踏まえた経過措置料金等の対応について
- (3) 電力ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について

●委員コメント：

- ・ 資料五（レベニューキャップ制度に関する建議）への異論なし。レベニューキャップ制度の建議は重要で意義があると考ええる。
- ・ 再エネ導入拡大や安定供給確保に向けた大規模系統整備の資金調達費用回収円滑化の検討が進んできたことも評価する。
- ・ 新規系統と既存系統を一体で整備・維持・運用する視点が重要である。また、GX 実現に向けた大規模系統整備は既存系統を安定的に維持運用されることが前提と認識している。
- ・ 電力ネットワークの価値は新規整備と既存系統の維持運用の双方で支えられるため、物価や事業報酬等の動向を注視しつつ、費用回収等の資金調達の在り方を必要に応じて継続検討すべき。

●委員コメント：

- ・ 資料四、五とも賛成であり、特段の異論なし。
- ・ 資料五は第一規制期間に関する対応ということで、抑制的に項目を絞った対応と理解した。第二規制期間の検討に向けては、現行の事業報酬率では低すぎると感じる。物価や賃金が上昇している中で、電力インフラに携わる人材が、魅力を感じられず枯渇するのではという強い危機感を持っている。
- ・ インフラが脆弱化する中で、報酬が不十分だと人が集まらないリスクがある。短期的コスト抑制が長期的には人材不足による高コスト化を招くことを懸念するため、持続的な制度設計を強く要望する。

●委員コメント：

- ・ 資料五の建議背景（想定以上の環境変化）は理解した。関係省令等の改正による対応方針に賛同する。
- ・ 第二規制期間の検討では、海外投資家の声を踏まえる重要性がある。送配電事業は収益性の低さに加え、規制事業でありながら収支のボラティリティが高いとの投資家評価が複数ある。また、「次の規制期間で取り戻す」という説明は投資家理解のハードルが高い。
- ・ また、日本の電力会社の自己資本比率の低さについても投資家からは懸念の声がある。自己資本比率の目標は 30%程度を求められている。
- ・ 投資家は送配電会社をグループ体（連結）で評価し、連結フリーキャッシュフローが重要と考えている。送配電の事業報酬率を個別要素のみで議論せず、電力システム全体として持続性を示す水準設定が重要と考える。

●委員コメント：

- ・ 送配電網は重要インフラで、更新投資・新規投資が必要と認識している。レベニューキャップ制度の第一規制期間で論点課題が顕在化しており、金融機関視点では、本来低位安定であるべき収支が

そうっていないとの問題意識がある。送配電事業者のキャッシュフロー負担が想定以上に膨らんでいる可能性がある。

- ・ 第二規制期間では、インフレやエスカレーション等の外部環境をタイムリーに反映できないと事業者負担が増えるのではないか。また、長期的な効率化に向けた DX 投資推進や調整力費用の取扱い等も論点になると考える。
- ・ 事業報酬率は厳しい水準であるが、投資家等へは合理的説明が求められる。決算説明会等では送配電事業の厳しさについて問われ、対応に苦慮する場面があるのではないか。
- ・ 施工力やサプライチェーンの維持・確保の観点から、工事会社が継続するための金銭的裏付けが必要であり、そうでなければ、他案件との比較で条件の良い案件へシフトしてしまう恐れがある。
- ・ 施工力に限りがある中、事業維持体制の確保が必要であり、現行の事業報酬率は他インフラ比で低いのではないか。

●オブザーバーコメント：

- ・ 資料四（防衛特別法人税）について特段の意見なし。防衛特別法人税に係る関係省令等の適切な改正実施を期待する。
- ・ 資料五（レベニューキャップ制度の物価等上昇事業報酬の取扱い見直し）は、料金制度専門会合での議論を踏まえた経済産業大臣への建議である。本日の議論を踏まえて関係省令改正と適切対応の実施を期待する。
- ・ 制度見直し後の期中調整申請等があった場合は適切に審査する方針である。

●オブザーバーコメント：

- ・ 建議は現場実態を把握した上での検討結果として一定の理解できる。
- ・ 制度開始以降、人件費・物価指標の急上昇や資機材の高騰がおきており、エスカレーション分を託送料金へ反映できない状況が続いてきた。計画変更や追加費用の事業者負担が現場で強いられており、制度開始以降、事業の不透明さが増している。
- ・ 送配電事業は土木建築事業者や電力設備等の機器メーカー、電気工事事業者、保守事業者等のサプライチェーンに支えられる産業である。そのため、エスカレーション上昇分の託送料金反映はサプライチェーンと働く人を支え、安定供給を支える産業の強化と作業安全確保につながる。
- ・ 適正な価格転嫁の観点からも、本建議は早急な対応が必要である。引き続き、現場の実情・声の把握とインフラ維持、エネルギー安全保障の観点で議論を行っていただきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・ レベニューキャップ制度の第一規制期間における物価等上昇および事業報酬の取扱いに関して建議を踏まえた対応を整理いただき感謝する。
- ・ 物価金利上昇の影響は大きく、一般送配電事業者の努力のみでは吸収困難である。安定的事業運営や委託先での賃上げ確保の観点から、第一規制期間についても制度措置いただいたと認識している。安定供給確保には中長期のサプライチェーン維持と施工力維持、とりわけ人材確保が不可欠である。今回の整理内容を踏まえ、取組を一層推進する意向である。

- ・ 供給力を確保しながら脱炭素を実現するには短期間で大規模投資が必要である。また、高度経済成長長期に建設された設備更新が大量・長期に続く見通しであるため、今後も電気事業を継続的に行うためには適正な事業報酬率確保が必要となる。
- ・ また、投資資金の円滑調達に向けた取組を総合的に推進することが必要と考えている。事業リスク資金調達環境を踏まえた適切な制度の在り方の継続検討していただきたい。

○事務局コメント：

- ・ 資料四、五の記載内容自体は概ね同意が得られたと受け止めている。
- ・ 第二規制期間に向けたレベニューキャップ制度の在り方について多様な意見が出た。今後、電力ガス取引監視等委員会で議論が進む見通しであるが、資源エネルギー庁としても施工力確保、人員確保、DX/GX 推進の観点は重要であると認識。問題意識を関係者と議論しつつ検討を進める方針。